

令和6年9月30日(月) 第1学年 No.10 江戸川区立清新第一小学校 校長 石橋 悟 1学年担任

9月は学校生活のリズムを取り戻すまで時間がかかるかなと思いましたが、 1年生の頑張りや、保護者の皆様のご協力のおかげでスムーズに学校生活に慣れ ていくことができました。

11月の学習発表会に向けて、作品の制作が始まっています。材料等の用意でご協力をいただきましてありがとうございます。



行事予定 右上の数字は予定の授業時数です。変更の時はお知らせします。

月	火	水	木	金	土
	1 都民の日	2④安全指導ことばの教室後期指導始	3 集会 算数学習	4 ⑤ 避難訓練 (不審者対応訓練)	5 学校公開 ことばの教室 公開相談
7 朝会 委員会 江戸川っ子 studyweek始 安全下校週間始 なわとびWeek始	8 ⑤	9 4	10 ⑤ 集会 算数学習	11 ⑤ 通知表(あゆ み)の配布日 安全下校週間終	12
1 4 スポーツの日 家庭学習週間終	15 ⑤ 朝会	16 4	17 ⑤ 集会 算数学習	18 ⑤ なわとびWeek終	19
21 ⑤ 清一読書週間 なわとびパフォ ーマンス見学	22 ⑤ 小中連携の日	23 ④ ことばの教室 後期保護者会	24 ⑤ 集会	25 ⑤	26
28 放送朝会 クラブ 後期補習教室始	29 ⑤ たてわり班	30 ④	31 ④ 校内研究のた め午前授業		

☆10 月7日からなわとび Week が始まります。なわの長さを調整したなわとびを、お子様に持たせてください。

☆10月の学習予定☆

こくご	うみのかくれんぼ くじらぐも しらせたいなみせたいな
さんすう	かたちあそび 3つのかずのたしざん、ひきざん たしざん
せいかつ	あきをさがそう はっぱやみであそぼう リース作り
おんがく	いい音をみつけて けんばんハーモニカ 鑑賞
ずこう	学習発表会に向けての作品作り(おしゃれなカラス すてきなぼうし)
たいいく	ボール投げあそび 鉄棒
どうとく	生命の尊さ 自然愛護 規則の尊重
どくしょ	いきものずかんをつくろう

お知らせとお願い

学校公開について

5日(土)に学校公開があります。9月同様、2~4時間目が参観可能となります。時間割は、後日配信される Tetoru をご確認下さい。

家庭学習週間について

9月30日(月)~10月14日(月)は家庭学習週間です。家庭での学習や生活について、配布された用紙に記入し、振り返りを記入したのち担任まで16日(火)に提出をお願いいたします。

あさがおのリースの飾りについて

生活科の授業では、11月の生活科見学で拾った枯葉やドングリをあさがおのリースの飾りに使用し、季節を楽しむ学習をしたいと考えています。木の実等以外でも、ご家庭に飾りに使用できそうなもの(リボンやモールなど)がありましたら、11月1日(金)までに、お子さまに持たせていただけると助かります。

11月1日(金)生活科見学

一行船公園(平成庭園・自然動物園)に、学校から徒歩で向かいます。秋の季節を楽しんだり、動物を観察したりすることが目的です。

自然動物園では、ふれあいコーナーには入りませんが、動物見学は行います。行船公園のHPをご覧いただき、アレルギーなど心配な点がありましたら、安全な対応をとるためにも、担任まで早めにご連絡ください。よろしくお願いいたします。

※当日は午前中で帰校し、給食を食べます。

裏面に続きます

通知表「あゆみ」について

通知表「あゆみ」を 11 日に配布いたします。「あゆみ」は、その学期にどのような成果をあげたか、改善点はどこかをお伝えするもので、今後の指導の方向性を見出していくための資料です。お子さんと一緒にご覧になり、ぜひ、頑張りを認めてあげてください。

☆7月の保護者会で配布した「あゆみ」の評価基準、所見についての資料の一部を、再掲いたします。

【1】 現在の学習評価と新学習指導要領での各教科の目標及び内容とは

学習指導要領に定める各教科の目標から各観点別に対する一人一人の達成度をみる「目標に準拠した評価」(いわゆる絶対評価)によって行われます。これを観点別学習状況の評価と言います。決して他人との比較や相対順序などはまったく関係しません。2020年度に完全実施された新学習指導要領では、学校教育の中で育成すべき資質・能力を全ての教科で3つの柱で再整理されました。その3つの柱とは「個別の知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性」です。この3つの柱が各教科の目標及び内容として明確化されました。

【2】 新学習指導要領における観点別学習状況の評価とは

上記に記載した3つの柱で整理された各教科の目標及び内容である「個別の知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性」に対応した観点で評価します。3つの柱に対応した3つの観点とは、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」です。学校は、それぞれの観点ごとに目標を設定(評価規準)した上で、児童がその目標に対してどれだけ到達したかを分析(判断基準)し、本校では次のような3段階で評価します。この評価の仕方が「目標に準拠した評価」(いわゆる絶対評価)です。

- ○「十分満足と判断されるもの」・・・・・よくできる
- ○「おおむね満足であると判断されるもの」・・・できる
- ○「努力を要すると判断されるもの」・・・・・もうすこし

【3】 評価規準の設定について

学習の評価を行うために、評価規準を設定します。評価規準は児童の学習状況を判断する際の目安となります。現在文部科学省では評価規準に統一されていますが、授業内における目標をどれだけ達成したかという規準(質的なもの)と基準(量的なもの)に分かれます。本校の量的な判断基準値は下記の通りです。

- ○「よくできる」・・・・・目標の9割以上を達成
- ○「できる」・・・・・・目標の6割以上9割未満の達成
- ○「もうすこし」・・・・目標の6割未満の達成

※なお、各教科の評価規準はホームページの教育計画に掲載されています。

- 【4】 具体的な評価項目、評価方法について
- (1) 各教科の観点を基に、それぞれの観点の評価項目、評価方法により評価します。 (例)国語の場合 評価の観点 「主体的に学習に取り組む態度」

↓これを評価するための評価項目

評価項目

- ○先生や友達の話を聞く態度、発言意欲
- ○ワークシートやノートでの取り組み
- ○学習タブレットの適切な活用
- ○漢字ドリル・漢字ミニテストへの意欲
- ○音読練習への意欲・・・・・等々
- (2) 学習指導要領では、各教科の目標が「どの子も到達すべき最低規準」となっています。学校が設定した評価項目が水準以上にできていれば、評価は「できる」になります。全単元における観点別の全評価項目が高度な水準であり、9割以上の到達度である場合は、「よくできる」と評価されます。
- (3) 市販のテストは、現行指導要領の目標が最低規準に変わったことから、問題が易しくなる傾向があります。ワークテストの結果のみで評価をすることなく、日常の授業での探究的な課題への取り組みにより、知識・技能、思考力・判断力・表現力等がどのくらい身に付いているか、提出物や、ワークシートなどの取り組み方による授業への意欲等総合的に判断して評価されます。
- (4)「できる」「もうすこし」の境目に当たる6割~7割の達成度内の評価は、日常の授業内の学習への取り組みの様子等から判断して評価される例が**最も多い** <u>範囲</u>です。
- (5) 「特別な教科道徳」(全学年)、読書科 (1・2年生)、読書科・総合的な学習の時間 (3年~6年)、外国語活動 (3・4年)の評価は文章による評価になります。 いずれも3月にお渡しする通知表にまとめて掲載します。